

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十一月十四日

指令川建セ第二九〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成三十年九月二十七日

川建セ第三〇〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字八幡谷二百十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井二百七十九番地

瀧上 哲志